

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埴町

1.全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.1%
全職員	65.3%

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	97.5%
課長補佐相当職	99.9%
係長相当職	98.7%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.9%
31～35年	92.8%
26～30年	91.8%
21～25年	98.6%
16～20年	88.0%
11～15年	105.0%
6～10年	98.4%
1～5年	93.1%

【説明欄】

- ・全職員における男女の給与の差異が大きくなっているが、女性職員について給与水準の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）の比率が半数以上（約63.0%）を占めており、女性の平均給与額算定において影響が大きいためである。
- ・勤続年数別の「36年以上」区分において、女性専門職員（保育士・教諭等）が課長補佐相当職でとどまっており、課長相当職に昇格するケースが少ないことから、男性職員と比較すると給与水準が低くなっている。
- ・勤続年数別の「11年～15年」区分において数値が100%を超える原因は、男性職員の病気休職に伴う減額措置が行われたため給与水準が高くなっている。
- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額または時間額で報酬を支給する職員については、勤務時間や勤務日数が多様であり、一律に比較をすることに適していないため除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。